北本市立学校の適正規模等に関する基本方針(案)

【趣旨目的】

本市においても、今後、少子化がさらに進むことが予想される中で、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点、学校の老朽化などの課題を踏まえながら、地域実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模等について、主体的に検討することが求められています。

こうしたことを受け、教育委員会では、この重要な課題を将来にわたって継続的に検討していくため、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校の果たす役割を再確認し、学校教育の目的と目標をより良く実現させていきます。

そのために、本市における学校規模の適正化等に関する基本的な考え方となる「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を定め、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題に対応していくとともに、本市の教育未来像となる「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念に定める「北本市教育振興基本計画」に基づき、学校教育の充実を図るための教育施策を展開していきます。

【基本方針の構成】

第 I 章から第IX章までの全 9 章構成により、学校規模等の課題・今後の方向性を記します。

構成	備考
I はじめに	基本方針の策定趣旨等について
Ⅱ 基本方針策定の背景	紹介します。
Ⅲ 北本市立小・中学校の現状と将来予想	
1 児童生徒数・学級数の推移	児童生徒数・学級数・学校施設に
2 児童生徒数・学級数の将来予想	関する現状や今後の課題等につ いて分析します。
3 小・中学校の設置状況	いてカがしまり。
Ⅳ これまでの学校教育の充実を図る取組	
1 少人数学級編制の実施	本市の特色ある学校教育の各取
2 中学校学校選択制の導入	組について紹介します。
3 学校4・3・2制(小中一貫教育)の推進	
∇ 学校規模等に関する意識調査	
VI 適正な学校規模等の分析	各種調査等に基づく分析結果を
1 小規模校のメリット・デメリット	示します。
2 大規模校のメリット・デメリット	
Ⅷ 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針	適正な学校規模等の基準を定め
適正な学校規模の考え方(基本方針)	ます。
Ⅲ 今後の学校教育の充実を図る取組の方向性	
1 小学校低学年時からの「きめ細かな指導」の推進	本市の特色ある学校教育の各取
2 社会の変化・地域の状況に応じた中学校学校選択	組の今後の方向性と、今後の学
制の実施	校規模等の適正化に関する考え
3 学校4・3・2制(小中一貫教育)の発展	方を示します。
4 小規模校の適正化への対応	
区 基本方針の見直し等について	社会の変化等に応じて、柔軟に
	対応する方針とすることを定め
【女士士A 体力 A 4 4 内 内 4 1 4 古 4 3 1	ます。

【基本方針策定のために実施した事項】

- 北本市立学校規模適正化検討調整会議 9回
- · 北本市立学校適正規模等研究会議 3回